岡山県快適な環境の確保に関する条例施行規則

平成14年３月26日
岡山県規則第39号

（趣旨）

第１条　この規則は、岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成13年岡山県条例第74号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（通知等）

第２条　条例第16条第１項第３号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　放置自動車等の種類、名称、形状及び数量

二　放置自動車等が放置されている場所

三　当該放置自動車等に関する事務を担当している組織の名称及び連絡先

2　条例第16条第２項の規定による公示は、岡山県庁の掲示板その他の知事が必要と認める場所に掲示することにより行うものとする。

（告示等）

第３条　条例第18条第２項の規定による告示は、岡山県公報に登載することにより行うものとする。

2　条例第18条第２項第５号の規則で定める事項は、同項の告示に係る放置自動車等に関する事務を担当している組織の名称及び連絡先とする。

3　条例第18条第４項の規定による公示は、次に掲げる事項について、岡山県庁の掲示板その他の知事が必要と認める場所に掲示することにより行うものとする。

一　放置自動車等の種類、名称、形状及び数量

二　条例第18条第２項の規定による告示を行った日及び告示の番号

三　放置自動車等の保管を開始した日

四　当該放置自動車等に関する事務を担当している組織の名称及び連絡先

（投光器の使用）

第４条　条例第22条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

一　祭典等の催物において一時的に使用する場合

二　災害発生時において使用する場合

三　試験又は研究のために使用する場合

四　法令の規定により使用する場合

（条例の規定を適用しない市町村等）

第５条　条例第25条第１項の規定により条例の規定を適用しないこととする市町村の区域は、別表の上欄に掲げる市町村の区域とし、同項の規定により当該市町村の区域において適用しないこととする条例の規定は、同表の上欄に掲げる市町村の区域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める条例の規定とする。

［附則　略］

別表（第５条関係）

市町村	条例の規定
岡山市　倉敷市　玉野市　井原市　新見市　備前市　瀬戸内市　赤磐市　真庭市　浅口市　和気町	第2章第2節
井原市(平成17年2月28日現在における美星町の区域に限る。)	第20条から第23条まで及び第29条